

三木市記者発表資料 (令和6年4月12日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
都市整備部 道路河川課	課長 小紫一磨 (内線 2240)	管理係	0794-82-2000 (内線 2240)

タイトル
<p style="text-align: center;"><b>里道の管理に関する損害賠償請求訴訟の判決について</b> ～ 判決を不服として控訴します ～</p>
本件のポイント
<ul style="list-style-type: none"><li>・神戸地方裁判所の判決を不服とし、控訴します。</li></ul>
説明文
<p>平成30年の台風20号及び21号によって、里道上の樹木が倒れる等したことにより、建物や建物内の商品が損害を被ったとする損害賠償訴訟の判決が、令和6年4月11日に神戸地方裁判所において言い渡されました。</p> <p>被告三木市に対し損害賠償等の支払いを命じた判決内容を不服とし、控訴します。</p> <p><b>1 訴訟の概要</b></p> <p>(1) 当事者等</p> <p>事件番号 令和3年(ワ)第2163号 事件名 損害賠償請求事件 原告 建物所有者の親族 被告 三木市 外1名</p> <p>(2) 請求の要旨</p> <p>平成30年の台風20号及び21号によって、里道内の樹木が倒れる等したことにより、原告の親族が所有する建物の一部が損壊及び建物内の商品が雨漏りによる損害を被った。損害の原因は樹木の管理瑕疵にあるとして、被告らに対し連帯して6,362,600円の損害賠償金及び遅延損害金等を支払うよう求めるもの。</p> <p><b>2 判決の内容</b></p> <p>(1) 被告三木市は、原告に対し、101万1260円及びこれに対する平成30年9月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。</p> <p>(2) 原告の被告三木市に対するその余の請求及び被告Aに対する請求をいずれも棄却する。</p> <p>(3) 訴訟費用は、原告に生じた費用の6分の1と、被告三木市に生じた費用の6分の1を被告三木市の負担とし、原告及び被告三木市に生じたその余の費用と被告Aに生じた費用を原告の負担とする。</p> <p><b>3 裁判所の判断</b></p> <p>(1) 台風20号による被害について、被告三木市及び被告Aに賠償責任があるとは認められない。</p>

- (2) 台風 21 号による被害について、
- (ア) 原告は、台風 20 号の被害後、台風 21 号が到来するまでの間に、被告三木市に対し、台風 20 号による被害の話や里道上の木の伐採をしてほしい話をしに行った旨主張し、同主張に係る事実が流れとして自然であることから、同主張どおりの事実を認める。
- (イ) 倒れた木の根元部分が空洞化しているなど、倒木の危険性はそれなりに高かった。被告三木市において、台風 20 号到来後から台風 21 号到来までの間、原告の要望等により里道上の木の状況を把握していれば、倒れた木の状況も把握できたといえ、木の栽植又は支持に瑕疵があったというべきである。

#### 4 控訴の理由

裁判所の判断(2)について、

- (1) 台風 20 号の後、原告が被告三木市に里道上の木の伐採を求めたという主張に対し、被告三木市は、それを証明する記録がないため否認。
- (2) 倒れた木の根元部分が空洞化していたのは、倒木後に判明したことであり、それまでは、外見上、幹や枝に特段の異常は認められず、倒木は客観的に見ても想定しがたい。

被告三木市の主張(1)及び(2)が認められなかったが、被告三木市としては木が倒れたのは台風による強風が原因であり、被告三木市に賠償責任はないと考え、神戸地方裁判所の判断を不服とし、上級審の判断を仰ぐため。

#### 5 控訴の要旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第 1 審及び第 2 審とも被控訴人の負担とする。

#### 6 今後の予定

控訴期限までに控訴状を提出する。